

- 基準協会の動き
- 論説 1 第三者評価を成長の礎に
— 自己を客観視するためのツールとして
- 論説 2 ALOを経験して
- 協会から 短期大学基準協会へ期待すること
- 日誌

基準協会の動き

第三者評価

●平成 28 年度第三者評価の訪問調査が行われています

平成 28 年度第三者評価の実施については、7 月 11 日・12 日に評価員研修会が開催されました。1 日目は「初任者対象研修会」として、第三者評価及び短期大学評価基準、評価員の役割、評価様式の取り扱い・事務的な留意事項、短期大学設置基準等についての研修が行われました。2 日目は「評価員全体研修会」として平成 27 年度第三者評価の振り返り、基準別評価票の作成、基礎資料についての研修が行われた後、各評価チームに分かれて打ち合わせが行われました。その後、書面調査・訪問調査の留意事項、財務諸表の見方についての研修が行われました。

各評価員は、7～8 月にかけて評価校から送られた自己点検・評価報告書について書面調査を実施し、8 月下旬からは訪問調査が始まっています。2 泊 3 日の日程で評価チーム(4 名程度)が評価校を訪問し面接調査や学内視察を行います。訪問調査は 10 月下旬まで行われます。

●今後の評価スケジュール

10 月下旬……第三者評価 訪問調査終了
11 月 4 日……評価チームからの基準別評価票提出締切

11 月 16～17 日……第三者評価委員会分科会 I (ヒアリング・機関別評価修正版の作成)
12 月 1～2 日……第三者評価委員会分科会 II (機関別評価原案の作成)
12 月 12 日……第三者評価委員会 (機関別評価案の作成)
12 月 15 日……理事会 (機関別評価案の確定)
12 月 19 日……評価校へ機関別評価案の内示
1 月中旬……内示に対する異議・意見申立ての提出締切
2 月上旬……第三者評価審査委員会による審査 (異議・意見申立てのあった場合)
3 月中旬……理事会 (平成 28 年度機関別評価結果の決定)、評価校への機関別評価結果の通知
3 月下旬……評価結果の公表

●平成 29 年度第三者評価 評価校が決定しました

平成 29 年度第三者評価については、全国の公・私立短期大学に評価の申し込み案内を送付し、平成 28 年 7 月 29 日を期限として受け付けを行った結果、49 校から評価の申し込みがありました。去る 9 月 15 日に開催された第 21 回理事会において、正式に 49 校を平成 29 年度の評価校とすることが決定しました。

●「認証評価要綱」及び「短期大学評価基準」の改定に関するパブリック・コメントの実施について

本協会が実施する認証評価の「認証評価要綱」及び「短期大学評価基準」の改定に関するパブリック・コメント（意見提出手続き）を平成28年10月24日まで実施しています。詳細は本協会のウェブサイト（<http://www.jaca.or.jp>）をご覧ください。



(関口修理事長による挨拶)

● ALO 対象説明会を開催しました

去る8月25日（木）、東京・一ツ橋の一橋講堂において、ALO 対象説明会を開催しました。当日は、平成29年度に評価を受ける49校の短期大学のALO（第三者評価連絡調整責任者）のみならず、評価申込校以外の会員短期大学のALO及び学内の第三者評価に携わる教職員等、合計153名が参加して、次の説明等が行われました。



(質疑応答の様子)

平成29年度第三者評価 評価校 ALO 対象説明会次第

「開会挨拶」

関口 修 氏（短期大学基準協会 理事長）

「短期大学評価基準等について」

原田 博史 氏（第三者評価委員会 委員長）

「選択的評価基準及び平成27年度評価からみた留意点について」

麻生 隆史 氏（第三者評価委員会 副委員長）

「基礎資料及び事務的な留意事項について」

桜井 一江 氏（短期大学基準協会 事業課長）

「訪問調査の対応等について」

竹田 貴文 氏（短期大学基準協会 事務局長）

「質疑応答」

論説 1

第三者評価を成長の礎子に —自己を客観視するためのツールとして

小 池 明（上田女子短期大学 理事長・学長）

はじめに

平成 27 年度に本学は 2 回目の第三者評価を受けました。2 回目とは言い条、平成 20 年度に第 1 回目を受けてから 7 年を経過しており、その間ですら短期大学始め社会の高等教育機関に対する期待や見方、本学自身が直面、あるいは内包する問題とともに社会との関わり方も激しい変化を経験しています。本学自身その変化をどう受け止め教育機関としての信義を守りつつ短期大学の存在意義と教育の充実を如何に果たして行くべきか、全教職員が共通のテーマとして日々考え、腐心している最優先事項と言っても過言ではありません。

さて本学は、昭和 42 年に地域の要請を受けて設立された本州女子短期大学を創基とし、昭和 48 年に経営母体も一新した上で上田女子短期大学として新発足しました。爾来、創基 50 年を目前にし、上田女子短期大学に改組してからも 40 余年を数え、その間に約 1 万人の卒業生を送り出してきました。

特に平成 27 年は上田女子短期大学創立以来、理事長として経営の立て直しと学園の発展に心血を注いできた創立者が引退し、新理事長を学長が兼任する形での交代がなされました。短期大学としても言わば新世代に入ったとも言える年であり、第三者評価を受けるについても良いタイミングであったと言えます。

1 第三者評価への取り組み—自己点検を有機的に機能させることが鍵

過去に一度の経験とは言い条、第三者評価は原則 7 年に 1 度巡ってくる本学への評価の集大成と捉え、その時の指摘事項等は社会の本学を見る視点の集約と見て対処すべきということが学内共通認識になっています。しかしながら、7 年のスパンでは、年々の変化に対応するには長過ぎ、やはり日々の活動をより短いスパンで定期的に総括し、常に次を見すえて短期大学の運営、特に教育の充実に向けて改善改革につなげていく必要があります。それが 1 年ごとの自己点検であり、都度、成果を量り、自身の強み、あるいは改善点を認識していく基本作業であることは高等教育機関すべからく共通のことでありましょう。

教育は人間を対象とする営為である以上、いたずらに社会、世間に迎合することなく、守るべきこと、国際的な動向を踏まえた大きな時代の流れにも沿って変えていくべきことを見極め、適時適切に対応していく必要があります。

本学では、教育活動に於いての日々の運営、あるいは長期的なヴィジョン、目標などを協議、実行していくために、原則的に教員と事務系職員がともに構成員となってそれぞれの目的別、所管別に幾多の委員会を設け、それを学務分掌として全教職員が参画する体制をとっています。各年の自己点検とともに第三者評価への対応としては、自己点検評価委員会がその中心

となって全学的な対応の指針とともに作業の中心を司っています。委員には本学の教員歴が長く学内事情を知悉している上に、自己の専攻分野とともに学生支援や地域の高校の評議員などを務め、社会との交流にも知見を多く有しているヴェテランの教授が就き、リーダーシップをとって委員会をまとめてくれています。

第1回目の第三者評価で指摘を受けた事項のほかに、教育制度に関する法令の変更などにも、都度、それぞれの専門委員会とコミュニケーションを取りながら、自己点検に取り入れています。本学のように小規模の短期大学にとっては、自己点検という業務自体、かなりのワークロードを委員に課しているだけでなく、元来、各個人が複数の委員会活動に委員として参画せざるを得ぬ実状から、全教職員にも相当な負荷が掛かっているというのが率直なところではありますが、自己点検を結果の検証、評価ということに留めておくだけでは、人的、金銭的、時間的な負担は単にコストでしかありません。そこで、本学では（恐らく他の短期大学でもそうでしょうが）、積極的な意義を持たせるべく、改善、向上のための機会と捉える、言わば投資として前向き思考の意味合いを持たせるのが学内の共通認識となっています。

その上で、年々の自己点検についても次回に巡ってくる第三者評価を意識しながら短期、長期としての改善目標につなげて行くように取り組んできました。

すなわち、全学を挙げて取り組む自己点検の作業ですが、その見返りとして、本学の教育の充実に資すべくコスト・パフォーマンスをどのように上げて行くべきか、見合うべき教育の成果、大学という機関に何をアセットとして追求、蓄積していくべきか明確な認識とファクト・ファインディングが必要であり、これらが全教職員に共有されてこそ、改善が図られる訳です。

自己点検、なかんずく、それが第三者評価を間近に控えた時には、全学が横断的に取り組むことによって一体感が特に強化されるという効果も得られます。

北野学園は、短期大学、附属幼稚園、法人本部という三つのユニットで構成されていますが、それぞれのユニットがお互いを客観的に眺めることによって、内部的にも建設的な批判、評価、自己分析が可能になる、それも大きな効果であります。

2 第三者評価を受けて

平成27年度に第三者評価を受けることを前提に、平成26年度中に様々な新しい取り組み、又、学校教育法の改正に伴う学則の改定なども前倒しで実行できたことも第三者評価が促進したという面があることを強調しておきたいです。

前者について言えば、アドミッション、カリキュラム、そしてディプロマの三つのポリシーを文章化、規定化し、学内外に明確に発信することができるようになりました。さらに、短期大学の宿命として限られた年限の内に学生が多様な文化に触れ、学生同士が交流できるようにカリキュラムを組むことが困難であった従来から踏み込み、幼児教育学科、総合文化学科の学生が共に受講できる共通教育科目を増やすようにカリキュラム編成を実施しました。また、本学では建学の精神として「敬愛・勤勉・聡明」を謳ってきたが、言葉そのものは平凡とは言えそれゆえにこそ万古不易のものであり、創立者の思いと先見性にあらためて思いをいたすとともに、今も通用するものであってしかも学生が卒業後も人生の指針として追究する価値のあるものであることを再確認し、教育理念として変わらず学生に伝えていくべきことを確認したところあります。

一方、後者については、学内のガバナンスの在り方を平成27年の改正法施行に先立って学長に権限を移行し、これを学則に明記し、且つ学長は引き続き学内の意見の聴取に努め、民主的な運営に注力することも確認したことなどが挙げられます。

第三者評価を実際に受けるに当たっては、例年よりも平成26年度の自己点検作業を早く取りまとめる必要がありました。訪問調査が9月に行われることとなり、諸資料の事前提出に加え諸事急ぐこととなりましたが、それらに臨むに当たっては、基本的に在るがままを見ていただくという姿勢でいくこと、又、質問等に対しては誠心誠意回答することにより、指摘事項が改善の為の良き助言となることを期して対応することを事前の会議、教授会などで確認し、調査に臨みました。

訪問調査は2泊3日の日程で行われ、前回と比較すると学内視察はより長く丁寧に行われた印象があります。特に、図書館、地域連携センター、実習指導室等の要所では、職員に対して詳細な質問をされたり、ご助言やお褒めの言葉をいただきましたので、各場所に対応した職員も大変励みになったと喜んでおります。

また、前回行われなかった評価員の先生方と学生との面談も実施し、幼児教育学科、総合文化学科のそれぞれ1年生、2年生4名の学生が対応致しました。本学の教職員は同席しない場でありましたが、面談終了後に学生に様子を尋ねたところ、「本学入学時から今までのことを、自分でも振り返ることができた」、「本学の良さを外部の先生から教えていただいた」、「残りの半年の学生生活を大切にしよう」と、心から思った、「入学前、入学直後の頃、自分が持っていた意欲や希望

を思い出した」等発言があり、これも学生自身が大いに啓発されるような面談をしていただいたことに感謝をいたします。

全体質疑応答の場では学長（理事長）に加え、関連する部署から略々全教職員が同席、対応しましたので、評価員の方々には良きご理解いただけるとともに、本学にとっても良きご指摘、ご助言となったものが多く、早速、日々の活動に取り入れております。

おわりに

第三者評価の講評では、幸い、重大な指摘事項はなされず、他方、本学に役立つご助言をいただけました。とかく、自己点検だけでは独善に陥る弊があることを懸念しておりましたので、公平な立場で評価していただいたことは本学のこれまでの取り組みが概ね正しい路線を歩んできたことに自信を持てたのがありがたく、同時にまだまだ改善、向上の余地があることも思い、本学の使命、学生と地域への責任を痛感した次第です。

この場をお借りして、評価員の皆様始め第三者評価に関わられた短期大学基準協会にお礼を申し上げ、かたがた、学長を補佐してよくこの調査に対応してくれた本学の一同に感謝をいたす次第です。



(上田女子短期大学のキャンパス)

論説 2

ALO を経験して

松 尾

広 (東北生活文化大学短期大学部 教授)

1 はじめに

東北生活文化大学短期大学部は平成 27 年度に 2 回目の第三者評価を受け、平成 28 年 3 月に無事に適格の認定をいただきました。前回に引き続き ALO として 2 回目の経験でしたが、次の ALO への引き継ぎのつもりで反省点をあげておきたいと思います。

2 自己点検・評価報告書作成まで

前回初めての第三者評価では、前例がないため勝手がわからずに苦労したことを覚えています。学内の各部署との連携がうまくいかず、どう連携すべきかイメージがわからずに、任せるべきことを自分でやろうとして時間を無駄にしました。周りに多大な迷惑をかけながらなんとか報告書をまとめ、提出しました。

前回の反省を踏まえて、今回の第三者評価では事務部長と事前に相談し、報告書執筆を分担して行う組織を作り、書類の取りまとめを企画課に行ってもらうことにしました。次に各部署から執筆の分担予定者に集ってもらい、誰がどこを書くか、分担の範囲を確認するとともに、自己点検・評価報告書作成マニュアルに基づいて書いてもらうように説明を行い、十分な余裕をもって締め切りを設定して執筆をお願いしました。また、ALO 対象説明会で卒業生、就職先からのアンケートが必要であることが示されたので、十分な時間を取って準備を行いました。

しかし、実際に始めてみると見通しが甘かつ

たことがわかりました。最終的には ALO である私が原稿を取りまとめ、全体を見渡して修正すれば完成するだろうと予想していたのですが、多くの部分で書き直すことになってしまいました。

問題点としては大きく二つありました。

① 分担の仕方の取り決めが不十分

報告書を分割して関連のある部署に原案を書いてもらうことにしていたのですが、集まってきた原案をつないでみると、表現のばらつきを直す程度では収まらないことに気づきました。一つの基準を複数の担当で執筆しましたが、私を含めて担当者間で問題点とされていることに差があり、現状と課題と改善計画に一貫性がなくなってしまうことがありました。また、同じことが他のテーマにも繰り返し書かれていたものがありました。

② 7 年前と今回の第三者評価の書式の違い

原稿をお願いするにあたり、今回はこう書きましたと 7 年前の報告書を提示しましたが、参考にならなかったかもしれません。7 年前の書式を参考にすると、今回のような課題と改善計画をはっきり分けて書く書式に合わなくなり、手直しが必要となりました。

このような理由などもあって、予定通りに進まなくなりました。

この状況を打開してくれたのが、第 2 評価期間に入ってから評価員を経験した同僚です。守秘義務により具体例を示してはくれませんが、的を射たアドバイスと強力なサポート

をしてもらい、報告書作成に貢献してくれました。

最初に集めた原稿を手直したもののチェックを頼むと、次の2点を指摘してくれました。

①なるべく簡潔に

説明上必要なもの以外、提出資料、備付資料を参照すれば済むものはなるべく載せない。無用な繰り返しは書かない。

②課題と改善計画を対応付ける

現状、課題、改善計画にはっきり分けて書く。課題で挙げたものについては、実行可能で結果の評価ができる具体的な改善計画を書く。抽象的、観念的記述は避ける。課題がなければ問題がないと書いて良く、無理に問題を書いてはいけない。

同僚に手伝ってもらい、書き直しとチェックを繰り返し、締め切りぎりぎりに報告書の原稿が完成しました。

3 評価チームによる訪問調査

本学の訪問調査は平成27年9月に行われました。評価チームの先生方の都合を優先して日程が決まりましたが、運悪く仙台に「嵐」が来る（アイドルグループのコンサートの開催）のと重なってしまい、駅近くの便利なホテルが取れずにご迷惑をおかけしました。

学内では訪問調査を進めるのに全面的に協力するように徹底したこともあり、大きなトラブルもなく進みました。訪問調査の冒頭で評価員の先生方から勉強させていただきますとのご挨拶をいただきました。自分が今年、評価員をすることになり、他の短期大学の実態をつぶさに見られることは自分の学校の状況を客観的に見るのに大変役立つことで、確かに勉強になる貴重な経験をさせていただくことなのだ実感しています。

4 終わりに

2度のALOを経験して得た、特に報告書を作成する上での教訓は次のとおりです。まず教職員間での問題意識を共有しておくこと。次に誰が書くかではなく、何を書くかを決め、分担者間で方針を確認すること。そして課題とそれを改善する具体的な計画に分けて書くことでした。

スムーズに報告書を取りまとめるには、とりもなおさず、普段の自己点検・評価活動が大事だったのだと再認識した次第です。

コラム

時間どおりに

広報委員 森本晴生
(新渡戸文化短期大学 学園長)

相手に何かを伝えようとするときに、たいていの場合には時間が制限されます。前後には、ほかの人の話などの予定があるからです。話の聞き手は、一つの話だけを聞こうとするよりも、数人ないし全体の話を聞いて、知識を得ようとしています。そして、新たな「知恵」に進化させます。

このような場合、予定された時間内に話を終えることが期待されます。予定時間を超えると、聞き手は次の話が始まらないので、今の話が早く終わることだけを期待して、話の内容を聞かなくなります。授業が伸びてくると、次の授業が控えている学生は、今の授業が終わって、トイレに行って、次の教室に行く……ことが目下の課題となり、今、話されていることには関心がなくなります。それで、教員が一所懸命にする話は誰も聞かなくなります。

この話は重要であるから、もっと時間が必要だという場合は、主催者から時間枠を延ばしてもらう方法もあります。しかし、主催者は全体の構成から話し手の持ち時間を決めるはずなので、時間の延長交渉は難しいでしょう。

その前にすることは、自分の話の原稿を、聞き手に理解させつつ時間内に治まるように編集し直すことです。

協会から

短期大学基準協会へ期待すること



一般財団法人短期大学基準協会 理事
札幌国際大学短期大学部 学長

越 塚 宗 孝

平成 26 年 8 月発行の一般財団法人短期大学基準協会「NEWS LETTER」の巻頭言で関口修理理事長は、「短期大学制度そのものが制度疲労に至り、見直しの必要性が顕著となってきた」と述べています。さらに、「本協会は日本私立短期大学協会と協調し、短期大学の再生を目指さなければならないと思う」と付け加えています。

また、短期大学基準協会定款には「この法人は、短期大学の教育活動等についての総合的な評価等を行い、短期大学の主体的改革・改善を支援して、教育研究水準の向上及び質的充実を図ることを目的とする」と記載されています。現在、全国の短期大学はこの目的に記載されている主体的改革・改善を進めていますが、特に、地方において少子化、地方経済の疲弊等の影響を受けている短期大学は多いと推測されます。主体的改革・改善は短期大学の社会的使命を果たす上で不可欠であります。地方に位置する本学に限っていえば、それだけで少子化等の波に対応することは難しいと考えています。

さて、本学も地方小規模短期大学で少子化等の波を受けていますが、本学における高等教育の始まりは短期大学教育であり、それぞれの時代の教育ニーズに対応し学科の改組等を行い、今日に至っています。しかし、北海道、札幌という地域に根差し教育、研究、地域貢献を行うという短期大学の社会的使命に変わりはありません。

前述の関口理事長の指摘、「短期大学の再生」とは個々の短期大学によってその考え方、方法等は異なると思いますが、教育、研究、地域貢

献といった再生の骨組みは共通しているのではないのでしょうか。平成 21 年に日本私立短期大学協会は「短期大学教育の再構築を目指して - 新時代の短期大学の役割と機能 -」を公表し、この報告書には新たな短期大学像が示され、全国の短期大学はこれを再生の手引きとしたものと思われま。特に、同書にある「職業教育の担い手」といった箇所に関しては、平成 28 年の中央教育審議会答申「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」の中で示された新たな高等教育機関の役割と競合しており、今後、新たな高等教育機関が誕生することを念頭に置きながら、短期大学が表出すべき特色を検討しなければならないと思われま。

短期大学教育の質保証は内部評価と外部評価の両輪が不可欠となり、短期大学基準協会による第三者評価を受ける短期大学は、それまで進めてきた主体的改革・改善を公式に評価していただき、次の計画に指摘された意見等を取り入れる作業に着手することになります。関口理事長の「短期大学の再生」に関して、こうした外部の眼での助言をきっかけに次の第三者評価までの期間、主体的に改革・改善を進めることが肝要と解釈しています。基本的に短期大学は教育を求める学生のためにあるという原点を忘れずに時代の変化に対応できる短期大学の姿を模索し続けることを重視したいと考えています。この視点からすれば、短期大学基準協会の短大生調査の継続と拡充には大いに期待しています。

目 録

平成 27 年度（平成 27 年 10 月～平成 28 年 3 月）

◇理事会

第 17 回 平成 27 年 12 月 17 日（木）

議事

1. 平成 27 年度第三者評価機関別評価案の内示について
2. 本協会諸規程の制定・一部改正について

第 18 回 平成 28 年 2 月 19 日（金）

議事

1. 平成 27 年度第三者評価に係る機関別評価案に対する異議申立て等について
2. 平成 27 年度機関別評価案（条件付き適格）に係る短期大学の改善報告及び改善計画等について
3. 平成 27 年度第三者評価に係る機関別評価結果報告書について
4. 各種委員会の次期委員候補者について
5. 平成 28 年度の会議日程について
6. 平成 28 年度第三者評価の取下げ

第 19 回 平成 28 年 3 月 10 日（木）

議事

1. 平成 27 年度第三者評価に係る機関別評価結果の決定について
2. 平成 22 年度保留校の改善計画等について
3. 各種委員会の委員長の名指及び委員の補充について
4. 平成 27 年度補正予算について
5. 平成 28 年度事業計画について
6. 平成 28 年度収支予算について

◇第三者評価委員会

第 105 回 平成 27 年 12 月 10 日（木）（拡大会議）

議事

1. 平成 27 年度分科会Ⅱの概要について
2. 平成 27 年度第三者評価 機関別評価案（内示）等について
3. 平成 27 年度第三者評価（平成 22 年度保留校）の内示について
4. 平成 27 年度第三者評価（平成 24 年度条件付き適格校 B）の内示について

第 106 回 平成 28 年 1 月 28 日（木）

議事

1. 平成 27 年度第三者評価 機関別評価案（条件付き適格 A）の短期大学の改善報告について
2. 平成 27 年度第三者評価 機関別評価案（条件付き適格 A）の短期大学の改善計画について
3. 平成 27 年度第三者評価 機関別評価案（条件付き適格 B）の短期大学の改善意思について
4. 平成 27 年度第三者評価 機関別評価案（条件付き適格 AB）の短期大学の改善報告等について

5. 第三者評価 機関別評価案（内示）に対する異議申立てについて
6. 第三者評価 機関別評価案（内示）に対する意見申立てについて
7. 平成 27 年度第三者評価結果報告書（説明部分）について
8. 自己点検・評価報告書作成マニュアルの一部改定について
9. 平成 28 年度会議等予定について

第 107 回 平成 28 年 2 月 18 日（木）

議事

1. 平成 27 年度第三者評価 機関別評価案（条件付き適格 A）の短期大学の改善報告について
2. 平成 27 年度第三者評価 条件付き適格の機関別評価案について
3. 平成 27 年度第三者評価結果報告書について
4. 平成 27 年度第三者評価結果の通知・公表について
5. 平成 27 年度評価 評価校アンケートについて
6. 平成 27 年度第三者評価の振り返りについて
7. 平成 28 年度第三者評価 評価員の交代について

第 108 回 平成 28 年 3 月 9 日（水）

議事

1. 平成 27 年度第三者評価 機関別評価案（条件付き適格 A・B）の短期大学の改善報告・改善計画等について
2. 平成 27 年度第三者評価 条件付き適格の機関別評価案について
3. 平成 27 年度第三者評価（平成 22 年度保留校）の改善計画等について
4. 平成 27 年度第三者評価プレス発表用の資料について
5. よくある質問（FAQ）について
6. 平成 27 年度基準別評価票に寄せられた評価チームの意見等について
7. 平成 27 年度第三者評価 文部科学省への事前説明について

◇第三者評価委員会小委員会

第 92 回 平成 27 年 10 月 22 日（木）

議事

1. 平成 27 年度第三者評価（平成 22 年度保留校）の内示について
2. 平成 27 年度第三者評価（平成 24 年度条件付き適格校 B）の内示について
3. 評価校の自己点検・評価報告書の訂正について
4. 大学ポートレートの活用について
5. 第 3 評価期間の短期大学評価基準について

第 93 回 平成 27 年 11 月 11 日（水）

議事

1. 平成 27 年度 第三者評価分科会Ⅰについて

2. 平成 27 年度第三者評価決定までの流れについて
3. 平成 27 年度機関別評価の判定の目安について
4. 平成 27 年度評価校の財務状況について
5. 平成 27 年度機関別評価結果の取り扱いについて
6. 平成 27 年度分科会における確認事項について

第 94 回 平成 27 年 12 月 10 日 (木)

議事

1. 平成 27 年度分科会Ⅱの概要について
2. 平成 27 年度第三者評価 機関別評価案 (内示) 等について
3. 平成 27 年度第三者評価 (平成 22 年度保留校) の内示について
4. 平成 27 年度第三者評価 (平成 24 年度条件付き適格校 B) の内示について

第 95 回 平成 28 年 1 月 28 日 (木)

議事

1. 平成 27 年度第三者評価 機関別評価案 (条件付き適格 A) の短期大学の改善報告について
2. 平成 27 年度第三者評価 機関別評価案 (条件付き適格 A) の短期大学の改善計画について
3. 平成 27 年度第三者評価 機関別評価案 (条件付き適格 B) の短期大学の改善意思について
4. 平成 27 年度第三者評価 機関別評価案 (条件付き適格 AB) の短期大学の改善報告等について
5. 第三者評価 機関別評価案 (内示) に対する異議申立てについて
6. 第三者評価 機関別評価案 (内示) に対する意見申立てについて
7. 平成 27 年度第三者評価結果報告書 (説明部分) について
8. 自己点検・評価報告書作成マニュアルの一部改定について
9. 平成 28 年度会議等予定について
10. 第 3 評価期間の短期大学評価基準について

第 96 回 平成 28 年 2 月 18 日 (木)

議事

1. 平成 27 年度第三者評価 機関別評価案 (条件付き適格 A) の短期大学の改善報告について
2. 平成 27 年度第三者評価 条件付き適格の機関別評価案について
3. 平成 27 年度第三者評価結果報告書について
4. 平成 27 年度第三者評価結果の通知・公表について
5. 平成 27 年度評価 評価校アンケートについて
6. 平成 27 年度第三者評価の振り返りについて
7. 第 3 評価期間の短期大学評価基準について

第 97 回 平成 28 年 3 月 9 日 (水)

議事

1. 平成 27 年度第三者評価 機関別評価案 (条件付き適格 A・B) の短期大学の改善報告・改善計画等について
2. 平成 27 年度第三者評価 条件付き適格の機関別評価案について
3. 平成 27 年度第三者評価 (平成 22 年度保留校) の改

善計画等について

4. 平成 27 年度第三者評価プレス発表用の資料について
5. よくある質問 (FAQ) について
6. 第 3 評価期間の短期大学評価基準等について

◇財務部会

第 3 回 平成 27 年 11 月 11 日 (水)

議事

1. 第 3 回財務部会の確認・検討事項
2. 分科会への連絡文書について
3. 分科会関係資料
4. 平成 27 年度「財的資源」の財務部会としての判定について

◇第三者評価審査委員会

第 1 回 平成 28 年 2 月 4 日 (木)

議事

1. 平成 27 年度第三者評価 機関別評価結果案 (内示) に対する異議申立て案件について
2. 平成 27 年度第三者評価 機関別評価結果案 (内示) に対する意見申立て案件について

◇調査研究委員会

第 32 回 平成 28 年 2 月 29 日 (月)

議事

1. 「短大生調査 2015 (Tandaiseichosa2015)」について
2. 調査研究委員会の平成 28 年度事業計画 (案) について
3. 短大生調査 2016 (Tandaiseichosa2016) の実施にかかわる検討課題について

◇広報委員会

第 43 回 平成 28 年 1 月 15 日 (金)

議事

1. NEWS LETTER 第 73 号発行について
2. NEWS LETTER 第 74 号編集について
3. 協会ウェブサイトについて

平成 28 年度 (平成 28 年 4 月～平成 28 年 9 月)

◇理事会

第 20 回 平成 28 年 5 月 26 日 (木)

議事

1. 評議員会の招集について
2. 役員候補者の推薦について
3. 平成 28 年度第三者評価 取下げについて
4. 平成 29 年度第三者評価実施要領について
5. 平成 22 年度保留校の再評価について
6. 平成 27 年度事業報告について
7. 平成 27 年度決算報告について
8. 公益目的支出計画実施報告書について
9. 評価員旅費支給規程の一部改正について

10. 短期大学評価基準について
11. 広報委員会委員の補充について

第 21 回 平成 28 年 9 月 17 日 (木)

議事

1. 平成 29 年度第三者評価 評価校の決定について
2. 平成 29 年度第三者評価の実施に伴う評価員について
3. 平成 22 年度保留校の再評価について
4. 短期大学評価基準の改定について
5. 認証評価要綱の改定について

◇臨時理事会

第 2 回 平成 28 年 6 月 17 日 (金)

議事

1. 代表理事の選定について
2. 平成 28 年度第三者評価 取下げについて

◇評議員会

第 5 回 平成 28 年 6 月 17 日 (金)

議事

1. 評議員の選任について
2. 理事・監事の選任について
3. 平成 27 年度事業報告について
4. 平成 27 年度決算報告について
5. 公益目的支出計画実施報告書について

◇第三者評価委員会

第 109 回 平成 28 年 4 月 14 日 (木)

議事

1. 第三者評価委員会について
2. 平成 29 年度第三者評価実施要領の制定について
3. 平成 29 年度第三者評価の実施通知について
4. 基準別評価の考え方の改定について
5. 評価員マニュアルの改定について
6. 平成 22 年度第三者評価保留校の再評価について
7. 第 3 評価期間の短期大学評価基準について

第 110 回 平成 28 年 5 月 18 日 (水)

議事

1. 平成 28 年度第三者評価 評価チームの編成について
2. 平成 28 年度第三者評価 再評価 (平成 22 年度評価保留校) について
3. 評価に使う様式の取り扱い及び記入方法の改定について
4. 平成 28 年度評価員研修会について
5. 平成 28 年度第三者評価委員会分科会について
6. 平成 29 年度及び平成 30 年度第三者評価について
7. 平成 27 年度第三者評価活動に関する評価校アンケート結果について
8. 第 3 評価期間の短期大学評価基準について

第 111 回 平成 28 年 6 月 16 日 (木)

議事

1. 平成 29 年度 ALO 対象説明会について
2. 自己点検・評価報告書作成マニュアルについて

3. ALO マニュアルについて
4. 平成 28 年度第三者評価 評価員研修会アンケートについて
5. 第 3 評価期間の短期大学評価基準について

第 112 回 平成 28 年 7 月 21 日 (木)

議事

1. 平成 28 年度評価校の教員組織の課題について
2. 平成 28 年度評価校の財務に関する課題について
3. 平成 29 年度第三者評価 ALO 対象説明会の配布資料について
4. 第 3 評価期間の短期大学評価基準について
5. 第三者評価要綱の改定について
6. 第三者評価実施規程の改定について

第 113 回 平成 28 年 9 月 15 日 (木)

議事

1. 平成 28 年度第三者評価 (再評価) の内示について
2. 平成 29 年度第三者評価 評価校について
3. 平成 29 年度第三者評価 評価員について
4. 平成 28 年度第三者評価委員会分科会について
5. 平成 28 年度機関別評価案作成上の課題対応メモについて
6. 短期大学評価基準の改定について
7. 第三者評価要綱の改定について
8. 第三者評価実施規程の改定について

◇第三者評価委員会小委員会

第 98 回 平成 28 年 4 月 14 日 (木)

議事

1. 第 109 回 第三者評価委員会について
2. 平成 28 年度第三者評価 評価チームの編成について
3. 平成 22 年度第三者評価保留校の再評価について
4. 第 3 評価期間の短期大学評価基準について

第 99 回 平成 28 年 5 月 18 日 (水)

議事

1. 平成 28 年度第三者評価 評価チームの編成について
2. 平成 28 年度第三者評価 再評価 (平成 22 年度評価保留校) について
3. 評価に使う様式の取り扱い及び記入方法の改定について
4. 平成 28 年度評価員研修会について
5. 平成 28 年度第三者評価委員会分科会について
6. 平成 29 年度及び平成 30 年度第三者評価について
7. 第 3 評価期間の短期大学評価基準等について

第 100 回 平成 28 年 6 月 16 日 (木)

議事

1. 平成 29 年度 ALO 対象説明会について
2. 平成 28 年度第三者評価 評価員研修会アンケートについて
3. 第 3 評価期間の短期大学評価基準について
4. 第三者評価要綱の改定について
5. 第三者評価実施規程の改定について

第 101 回 平成 28 年 7 月 21 日 (木)

議事

1. 平成 28 年度評価校の教員組織の課題について
2. 第 3 評価期間の短期大学評価基準について
3. 第三者評価要綱の改定について
4. 第三者評価実施規程の改定について

第 102 回 平成 28 年 9 月 15 日 (木)

議事

1. 平成 28 年度第三者評価 (再評価) の内示について
2. 短期大学評価基準の改定について
3. 第三者評価要綱の改定について
4. 平成 29 年度主要会議等日程について
5. 投書について

◇財務部会

第 1 回 平成 28 年 7 月 20 日 (水)

議事

1. 第 2 評価期間の財的資源の評価の考え方について
2. 平成 28 年度評価校の財務状況について
3. チーム責任者への連絡文書案について
4. 平成 29 年度自己点検・評価報告書の財務提出資料の修正について

第 2 回 平成 28 年 9 月 12 日 (月)

議事

1. 平成 28 年度第三者評価 (再評価) 評価 (案) について

◇調査研究委員会

第 33 回 平成 28 年 8 月 8 日 (月)

議事

1. 短大生調査 2015 (Tandaiseichosa2015) 最終報告書について
2. 短大生調査 2016 (Tandaiseichosa2016) の実施等について

◇広報委員会

第 44 回 平成 28 年 4 月 15 日 (金)

議事

1. NEWS LETTER 第 74 号発行について
2. NEWS LETTER 第 75 号編集について

3. NEWS LETTER 送付部数の見直しについて

第 45 回 平成 28 年 7 月 15 日 (金)

議事

1. NEWS LETTER 第 75 号発行について
2. NEWS LETTER 第 76 号編集について
3. 第三者評価活動に関するアンケート結果の公表について

第 46 回 平成 27 年 9 月 16 日 (金)

議事

1. NEWS LETTER 第 76 号発行について
2. NEWS LETTER 第 77 号編集について

◇平成 28 年度第三者評価 評価員研修会

平成 28 年 7 月 11 日 (月)・12 日 (火)

プログラム

初任者対象研修会 (7 月 11 日)

- ①第三者評価及び短期大学評価基準について
- ②評価員の役割について
- ③評価様式の取り扱い・事務的な留意事項について
- ④短期大学設置基準等について

<説明> 君塚剛氏 (文部科学省高等教育局大学振興課 課長補佐)

評価員全体研修会 (7 月 12 日)

- ①平成 27 年度第三者評価における課題と平成 28 年度第三者評価の留意点について
- ②基準別評価票の作成について
- ③基礎資料について
- ④書面調査・訪問調査の留意事項について
- ⑤財務諸表の見方について

◇平成 29 年度第三者評価 ALO 対象説明会

平成 28 年 8 月 25 日 (木)

プログラム

1. 短期大学評価基準等について
2. 選択的評価基準及び平成 27 年度評価からみた留意点について
3. 基礎資料及び事務的な留意事項について
4. 訪問調査の対応等について

編集後記

ようやく暑い夏が終わりましたが、いかがお過ごしでしょうか。今年には台風は何度も襲われました。同時に三つも来たこともありました。各地ではいろいろな被害がもたらされました。被災された会員校とご関係の皆様にお見舞い申し上げます。

本協会を取り巻く環境も、色々な意味で変わっています。第三者評価を受ける 7 年以内という年月で、評価の方法が変わる一方で、会員校では理事長、学長が替わったり、ALO が替わったりで、前回の評価を単純に繰り返すことでは対応できなくなっています。第三者評価を受けた短期大学の学長、ALO の 2 人の論説と、本協会理事の「短期大学基準協会に期待すること」が、今後の参考になれば幸いです。(PHM)

編集・発行

一般財団法人 短期大学基準協会 広報委員会
〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-11
第 2 星光ビル 6 階
Tel. 03-3261-3594 Fax. 03-3261-8954
E-mail : jimukyoku@jaca.or.jp
URL : //www.jaca.or.jp/